

事 務 連 絡
平成26年3月19日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域生活支援推進室

消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について

障害福祉行政の推進につきまして、平素より格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成26年3月14日付けで消防庁より別添のとおり「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（通知）」が各都道府県消防防災主管部長及び東京消防庁・各指定都市消防長宛に発出されましたので、障害保健福祉主管部（局）におかれましても、内容につきましてご承知いただき、管内市町村、関係機関、関係団体等に周知していただきますとともに、消防防災主管部局との連携につきましてご留意いただきますようお願いいたします。

なお、消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第368号。平成25年12月27日公布）の運用については、別途通知することが予定されているのでご留意いただきますようお願いいたします。